



◎高額な外来診療を受けるみなさんへ

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が、1か月単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。これまでの高額療養費制度の仕組みでは、外来診療で自己負担が限度額を超えた場合は、いったんその額をお支払いいただきましたが、4月1日からは、「認定証」などを提示すれば、一つの医療機関において、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

区分		事前の手続き	医療機関・薬局などで
国民健康保険	70歳未満の人	「限度額適用認定証」の交付を申請	「保険証」と「認定証」を窓口 に提示
	70歳以上 75歳未満の人	課税世帯の人	なし
非課税世帯の人		「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請	「保険証」と「高齢受給者証」と「認定証」を窓口 に提示
後期高齢者医療	課税世帯の人	なし	「保険証」を窓口で提示
	非課税世帯の人	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請	「保険証」と「認定証」を窓口 に提示

※「認定証」を提示しない場合などは、従来どおり高額療養費の支給申請をしていた
たき、支払った自己負担額と限度額との差額が、後日支給されます。

「認定証」の交付を受けるには？

■国民健康保険

◎必要なもの

認定を受ける人の保険証、印判

※代理人の場合は、代理人本人の身分証明書の提示が必要です。

◎申請先

国保年金課国保係、山陽総合事務所
市民窓口課

※保険料の納付状況により、発行の対象とならない場合があります。

◎問い合わせ先

国保年金課国保係

■後期高齢者医療

◎必要なもの

認定を受ける人の保険証

※代理人の場合は、代理人本人の身分証明書の提示が必要です。

◎申請先

国保年金課年金高齢医療係、山陽総合
事務所市民窓口課、南支所、埴生支所

※国保年金課で申請した場合は、即日発行します。その他の申請先で申請した場合は、後日郵送となります。

◎問い合わせ先

国保年金課年金高齢医療係
山口県後期高齢者医療広域連合

国保年金課からのお知らせ

◎問い合わせ先

国保年金課国保係 (☎82・1179)・年金高齢医療係 (☎82・1178)
山口県後期高齢者医療広域連合 (☎083・921・7111)